

公益社団法人北海道獣医師会会長 様

北海道農政部長

安全・安心な畜産物の生産・流通に向けた取組の徹底について（依頼）

日頃より本道における家畜衛生の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

このことについては、令和元年(2019年)12月26日付け畜産第1873号にて、また、令和2年(2020年)6月17日付け畜産第642号では「食肉中への破損注射針残留防止」について、貴会関係者への周知及び生産者等への指導にご協力を依頼したところです。

今月再び、と畜後の食肉加工段階で牛肉に破損注射針の残留が判明する事案が発生し、オホーツク管内及び根室管内から出荷された乳廃用牛11頭分が同一ロットだったため、個体の特定はできませんでした。一方、食肉衛生検査所による調査の結果、11頭のうちと畜検査申請時に直近3カ月間の投薬歴（以下、「投薬歴」という。）が申告されたのは1頭のみで、投薬歴なしと申告されていた3頭に実際は投薬歴があったこと、また、そのうち1頭は、生物学的製剤投与後20日以内に出荷されていたことも判明しました。

安全・安心な畜産物の生産・流通のためには、先に通知した事項を、畜産現場において徹底することが必要です。

つきましては、改めて貴会関係者に周知いただきますとともに、生産者等への指導にご協力をお願いします。

なお、北海道農業共済組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会、公益社団法人北海道家畜畜産物衛生指導協会には別途通知済みですので申し添えます。

連絡先 生産振興局畜産振興課
家畜衛生係長
電 話 011-231-4111 (内線 27-785)
F A X 011-232-1064
E-mail hagiya.kaori@pref.hokkaido.lg.jp



畜産第1873号
令和元年(2019年)12月26日

公益社団法人北海道獣医師会会長 様

北海道農政部生産振興局
畜産振興課家畜衛生担当課長

安全・安心な畜産物の生産・流通に向けた取組に対する協力について(依頼)

日頃より、本道における畜産の振興及び安全・安心な畜産物の生産・流通にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先月、生物学的製剤(ワクチン)接種後20日以内の牛が道内のと畜場に出荷され、かつ、当該畜のと畜検査申請時に当該投与歴が申告されなかった事案が発生したことを受け、保健福祉部健康安全局食品衛生課長から、別紙のとおり関係者への周知を依頼されました。

また、本年8月には医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4第1項の規定に基づき、使用者が遵守すべき基準(以下「使用基準」という。)が定められた動物用医薬品が投与され、出荷禁止期間内の牛由来の畜産物が流通したことから、関係者に対し再発防止に向けた指導を行ったところですが、と畜検査申請時に投与歴が正しく申告されていれば、未然に防ぐことができた事案と考えられます。この他にも、道内では毎年、使用基準が定められた動物用医薬品を投与された牛が出荷禁止期間内にと畜場に出荷される事案が発生しています。

北海道における安全・安心な畜産物の生産・流通のためには、農場における動物用医薬品等の適正使用及び使用基準の遵守の徹底に加え、出荷の際には投薬に関する情報が確実に伝達されることが重要であることから、改めて以下の事項について、貴会関係者への周知及び生産者への指導等にご協力をお願いします。

記

- 1 農場から家畜を出荷する際は、当該畜の投薬歴を確認し、出荷禁止期間内でないことを確認してから出荷すること。
- 2 と畜検査申請書において、牛は概ね直近3カ月、牛以外は概ね直近2カ月の病歴及び投薬歴を重点的に記載し、ない場合はその旨を記載することとされているため、生産農場からと畜場までの間において、と畜検査申請者がそれらを正確に申告するための情報共有に努めること。(平成15年8月29日付け薬食発第0829002号厚生労働省医薬食品局長通知)
- 3 生物学的製剤(ワクチンやツベルクリン等)接種後20日以内の家畜のと畜場へのお荷を控えること。(昭和47年6月20日付け環乳第52号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知)

連絡先 家畜衛生グループ
主査(動物薬事・安全対策)
TEL 011-231-4111(内線27-785)
E-Mail hagiya.kaori@pref.hokkaido.lg.jp



畜産第642号
令和2年(2020年)6月17日

公益社団法人北海道獣医師会会長 様

北海道農政部長

食肉中への破損注射針残留防止のための指導について（依頼）

日頃より本道における家畜衛生の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

このことについて、本年5月中旬に十勝管内の農場から出荷された肥育牛、また、6月上旬にオホーツク管内の農場から出荷された乳廃用牛において、と畜後の食肉加工段階で破損注射針の残留が判明する事案が発生しました。

食肉への破損注射針の残留は、廃棄による経済的損失や当該畜の生産者に対する信頼を損なうだけでなく、食の安全・安心に直結する問題であり、最終食肉製品に残留した場合、道産食肉製品の消費への影響が懸念されるとともに、消費者等に危害が加わった場合、法的措置がとられることも予想されるところです。

このため、本道においても「食肉中の破損注射針の残留防止について（平成5年12月8日付け5-88、農林水産省畜産局衛生課長通知）」に基づく畜産関係者への周知を図ってきたところですが、このところ食肉（牛肉）中への注射針の残留事例が散発しており、今回の事案を含め、大部分においてと畜検査時に破損注射針残留畜である旨が申告されていなかったことが確認されております。

つきましては、改めて畜産農場において以下の事項が徹底されるよう、貴会関係者への周知及び生産者等への指導にご協力をお願いします。

記

- 1 注射の実施者は、家畜の注射に当たって、家畜の保定に十分留意するとともに、曲がった注射針の使用を避けること等により注射針の破損防止を徹底すること。
なお、注射により注射針が破損し、家畜の体内に残留した場合は、破損注射針を速やかに除去すること。
- 2 注射の実施者又は家畜の飼養者は、破損注射針の除去ができなかった家畜については、注射部位にマークを付し出荷時まで識別しておくこと。あるいは、出荷前に確認できるよう記録を残すこと。
- 3 家畜の飼養者は、上記家畜の出荷に当たって、生体で出荷する場合は出荷先に、と殺して枝肉等で出荷する場合はと畜検査を実施する食肉衛生検査所に破損注射針残留の事実を伝達し、家畜のと殺・解体等の処理段階における破損注射針の除去の必要性を説明すること。

連絡先 生産振興局畜産振興課
家畜衛生係長
電話 011-231-4111 (内線 27-785)
F A X 011-232-1064
E-mail hagiya.kaori@pref.hokkaido.lg.jp

【関係通知、法令等】

「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成15年政令第350号)、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成15年厚生労働省令第133号)及び健康増進法施行規則の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第134号)の施行並びに食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成15年厚生労働省告示第301号)の制定等について」

(平成15年8月29日付け薬食発第0829002号厚生労働省医薬食品局長通知)

第3 と畜検査関係(整備政令第2条及び整備省令第2条)

2 と畜検査申請書関係(整備省令第2条)

生産段階との連携を確保する趣旨からと畜検査の申請書に病歴及び投薬歴を追加した。(と畜場法施行規則第14条(※1))なお、動物用医薬品に類するものとしては、飼料添加物(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林水産省令第35号)別表第1に掲げる抗菌性物質に限る。)を想定している。

病歴及び投与歴については、牛は概ね直近3か月、牛以外は概ね直近2か月のものについて重点的に記載することとし、受診歴、動物用医薬品の投与歴等のないものについては、その旨を記載し、また、受診歴、投与歴等のあるものについては、獣医師法(昭和24年法律第168号)第19条第2項に規定する診断書、動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和55年農林水産省令第42号)第5条(※2)に規定する帳簿、家畜保健衛生所等で病性鑑定を実施したものについてはその通知書の写し等当該獣畜の病歴や動物用医薬品等の投与歴が確認可能な書面を添付することが望ましい。また、健康畜であって、と畜検査申請時に申請者において病歴及び投与歴が確認できない場合については、生産者等においてこれらの書類の提供体制が整備されるまでの当分の間、「不明」と記載することとと畜検査申請を受け付けることとされたいこと。

なお、農林水産省及び社団法人日本獣医師会に対しては、当省より、これらの履歴の提供について別途協力方依頼済みであるので申し添える。

※1 現行規則では第15条

※2 現行は動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令(平成25年5月30日農林水産省令第44号)第4条

「と畜場法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」

(昭和47年6月20日付け環乳第52号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知)

標記については、昭和47年5月27日環乳第47号をもつて各都道府県知事、政令市市長あて厚生省環境衛生局長名で通知したところであるが、と畜場法施行規則(以下「規則」という。)の運用にあたっては、さらに次の事項にご留意のうえ、遺憾のないようにされたい。

記

- 一 規則別表第一に新たに追加した検査対象疾病のうち、次の疾病については、次によられたいこと。
- (四) 注射反応とは、血清、予防液及び診断液の注射により発熱等の著しい反応を呈するものに限られるので生体時において発見されるものであるが、生物学的製剤を注射して20日以内の獣畜の検査申請は受け付けないよう又は検査申請を行なわないようと畜場関係者又は関係業者団体を通じて指導されたいこと。

と畜場法

(獣畜のとさつ又は解体の検査)

第14条 と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない。

2～8 略

と畜場法施行令

(検査の申請)

第7条 法第14条の規定による検査を受けようとする者は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

と畜場法施行規則

(検査申請書の記載事項)

第15条 令第7条の規定により申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 とさつしようとする年月日（法第13条第1項第二号又は第三号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあつては、解体しようとする年月日）
- 三 検査を受けようとする獣畜（牛を除く。）の種類、性別、品種、年齢（不明のときは、推定年齢）、特徴及び産地並びに牛にあつては、性別、品種、月齢、出生の年月日、特徴、産地及び個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第一項に規定するものをいう。）
- 四 検査を受けようとする獣畜の病歴に関する情報
- 五 検査を受けようとする獣畜に係る動物用医薬品その他これに類するものの使用の状況
- 六 法第13条第1項第二号又は第三号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあつては、当該獣畜をと畜場以外の場所にとさつした理由、日時及び場所

2 略

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号） (動物用医薬品及び動物用再生医療等製品の使用の規制)

第83条の4 農林水産大臣は、動物用医薬品又は動物用再生医療等製品であつて、適正に使用されるのでなければ対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれのあるものが生産されるおそれのあるものについて、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、農林水産省令で、その動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を使用することができる対象動物、対象動物に使用する場合における使用の時期その他の事項に関し使用者が遵守すべき基準を定めることができる。

- 2 前項の規定により遵守すべき基準が定められた動物用医薬品又は動物用再生医療等製品の使用者は、当該基準に定めるところにより、当該動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を使用しなければならない。ただし、獣医師がその診療に係る対象動物の疾病の治療又は予防のためやむを得ないと判断した場合において、農林水産省令で定めるところにより使用するときは、この限りでない。

第84条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

27 第83条の2第1項若しくは第2項、第83条の2の2第1項若しくは第2項、第83条の3又は第83条の4第2項（第83条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年5月30日農林水産省令第44号）
（動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準）

第2条 法第83条の4第1項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品は、それぞれ、当該動物用医薬品の種類に応じこれらの表の動物用医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物（以下「動物用医薬品使用対象動物」という。）以外の対象動物に使用してはならないこと。
- 二 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量（当該動物用医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該動物用医薬品を加えて使用する場合には、当該用量から当該飼料が含む当該成分の量を控除した量）により使用しなければならないこと。
- 三 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間は、使用してはならないこと。

四 略

（動物用医薬品の使用に係る帳簿の記載）

第4条 動物用医薬品の使用者は、別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該動物用医薬品の名称
- 二 当該動物用医薬品の用法及び用量
- 三 当該動物用医薬品を使用した年月日
- 四 当該動物用医薬品を使用した場所
- 五 当該動物用医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 六 別表第一又は別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあっては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷することができる年月日

七 略